

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

今月は暴力団対策法で規制されている暴力的要求行為・禁止行為、暴力団代表者の損害賠償責任について解説します。当県民会議は、警察や弁護士会など関係機関・団体と緊密に連携を図りながら活動しています。

活動内容は暴力団等による不当な行為を防止し被害の救済を図るため、暴力団排除活動と暴力追放相談及び被害者の救済等を重点としています。

相談については、適切な解決方法の指導に努めています。「困ったら、悩んだら、勇気をもって」相談してください。

法令編(立花書房教本の一部抜粋)

6 準暴力的要求行為の禁止等(法12条の5及び法12条の6)

指定暴力団員と一定の関係を有する者が、当該指定暴力団の威力を示して法9条各号に掲げる不当な要求行為をすることは禁止されており、違反した場合には、中止命令又は再発防止命令を発することができる。

7 暴力的要求行為又は準暴力的要求行為の相手方に対する援助(法13条)

公安委員会は、暴力的要求行為及び準暴力的要求行為に対し、中止命令又は再発防止命令を発した場合、その行為を受けた相手方が加害者に対し、被害回復を求めるときは、その相手方から援助の申出を受けた警察は、相手方へ加害者に関する必要な事項や連絡先を教示することや、被害回復の交渉場所として警察施設の利用等必要な援助を行うこととしている。

8 事業者に対する援助(法14条)

公安委員会は事業者が選任した不当要求防止責任者に対して、不当要求への対応方法等についての資料提供や助言等における指導・援助を行う。

9 禁止行為の拡大

(1) 縄張りに係る禁止行為(法30条の6)

ア 用心棒行為、訪問による押し売り、面会による債権取り立てなどを禁止

イ 営業者が、指定暴力団員に対して、用心棒行為等を要求することなどを禁止

(2) 周辺者による不当要求の規制強化(法12条の3及び法12条の5)

ア 指定暴力団員が、周辺者が行う不当要求をたすけることを禁止

イ 指定暴力団員、元指定暴力団員と関係する利益供与者等が、指定暴力団の威力を示して、不当な要求を行うことを禁止

10 事務所における禁止行為(法29条)

指定暴力団員は、人に対し、債務の履行等の一定の用務を行うために事務所を使用することを共用することが禁止されている。また、事務所又はその周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせることも禁止されている。

11 指定暴力団等の代表者等の損害賠償責任(法31条の2)

指定暴力団の代表等は、当該指定暴力団員が威力利用資金獲得行為を行うことについて、他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、一定の場合を除き、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。